



お知らせ

ふるさと納税「お礼の品」を募集

問 伊奈庁舎財政課 電話 58・2111（内線2203）

市では、地域振興と、ふるさとづくり寄附金（ふるさと納税）の推進を図るため、本市への寄附者（市外在住の方のみ）に対し「お礼の品」を贈呈しています。

現在、お礼の品として、市認証特産品「みらいプレミアム」をはじめ、市内産品、協定都市である千葉県香取市の特産品、間宮林蔵ゆかりの北海道稚内市の特産品など、100種類を超える品を揃えています。

このたび、さらに当市の魅力を広くPRするため、お礼の品を募集します。

■募集するお礼の品

【要件】

- ①本市出身者には、ふるさとを懐かしんでもらえるような品物。本市出身者以外の方に対しては、市のPRや活性化に繋がるような商品。また、品物ではなく市内での体験や来訪を促すものも可とします。
- ②市内で、生産、製造、加工、販売、サービス、体験などのいずれかが行われている商品。米・野菜などの農産物も可とします。

③商品は、受注後おおむね2週間以内に郵送、宅配便などで発送できるものとします。なお、飲食物については、安心安全が確保され、到着後5日間程度の賞味期限が保証されるものとします。

- ④商品は、単品または詰め合わせ、いずれも可とします。
- ⑤金券およびチケット類など、換金性が高いものは不可とします。

【商品金額】

- ①商品あたり1000円以上10万円未満のものとしてします。商品金額には、商品代、送料、消費税、梱包料、詰め合わせに係る手数料など必要経費をすべて含みます。

■事業者要件

- ①本社または、当業務を扱うこととなる営業所、支店のいずれかを市内に有すること。ただし、市内での体験などを行う場合においては、この限りではありません。
- ②市税の滞納がないこと。
- ③代表者などが、暴力団による不当な行為の防止などに関する法律に掲げる暴力団の構成員などでないこと。

- ④インターネットに接続できる環境があること。

■「お礼の品」の選考

申請のあったものは、「お礼の品」として適当かどうかを総合的に判断し、決定します。

■「お礼の品」掲載とPR

- ①「お礼の品」と決定したものは、市と事業の連携を行っているJT B西日本が、企業名、電話番号、商品の画像、商品名、商品PRコメントなどを全国向けパンフレットやホームページなどに掲載します。
- ②商品発送時に、お礼の品以外の自社商品などのパンフレットなどを同封することができ、ます。

■申請方法・申込先

ふるさとづくり寄附金「お礼の品」申請書に必要事項を記入し、財政課（伊奈庁舎2階）まで直接または郵便により提出してください。

申請書は、市ホームページからダウンロード可能です。郵送やメール発送も承りますので、財政課までご連絡ください。

【申請期限】

9月29日(金)



お知らせ

開発行為・農地転用が市の許可制に

問 谷和原庁舎都市計画課／農業委員会

10月1日から、開発行為の許可事務や農地転用の許可事務を、市が許可するようになります。

これに伴い、「開発行為の許可等」および「農地転用の許可等」の申請方法などが変更になります。

◎開発行為の許可等

県を経由しないことで、申請から許可書交付までの期間が短縮されます。

※建築確認申請事務は、これまでどおり県または民間指定確認検査機関で行います。

■申請の事前相談が変更
「開発行為の許可等」の申請が必要かどうかについて、事前相談を受け付けます。

窓口に備え付けの用紙に必要な事項を記入の上、ご相談ください。用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

■申請手数料は現金で

申請時にお渡しする「納入書」を持参し、伊奈庁舎会計課または谷和原庁舎市民窓口課に現金で納入してください。

提出された申請書の審査は手数料納入後に開始します。

■市役所職員が現地調査

市役所職員が申請地やその周

辺に立ち入り、現地調査や完了検査を行います。

【問い合わせ】

谷和原庁舎都市計画課 電話 58・2111（内線5102・5103）

◎農地転用の許可等（4診以下）

県を経由しないことで、申請から許可書交付までの期間が短縮されます。

■農業委員会の総会開催日

毎月10日

※10日が土、日、祝日の場合は、10日以降の最初の開庁日に開催します。

■申請書などの受付期間

総会前月の21日～25日
※受付期間内の午前8時30分から午後5時15分に受け付けます（土、日、祝日を除く）。

【問い合わせ】

谷和原庁舎農業委員会事務局 電話 58・2111（内線6301・6302）